



## 平成 23 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成25年 2月12日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

### 1 背景

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から実施されています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 15 年 10 月から実施されています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電 4 品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に 4 月 1 日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全 1,742 市区町村（総人口約 12,780 万人）で、対象期間は平成 23 年度です。

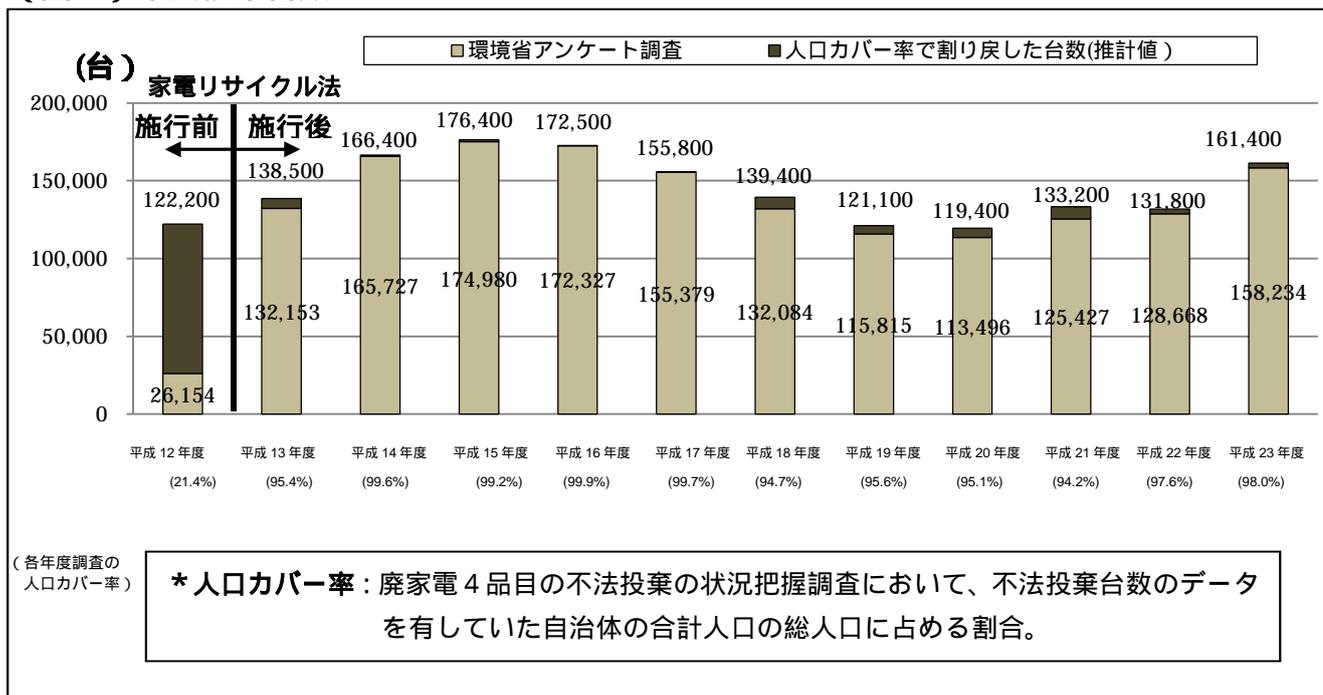
### 2 廃家電 4 品目の不法投棄台数について

平成 23 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数のデータを取得している 1,497 自治体<sup>注1)</sup>における平成 23 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率\*で割り戻して算出した全国の不法投棄台数(推計値)は、161,400 台で、前年度と比較して 22.5%の増加となりました(図 1)。その構成比を品目別にみると、エアコンが 1.2%(前年度 1.4%)、ブラウン管式テレビが 79.4%(同 72.4%)、液晶・プラズマ式テレビが 1.0%(同 0.4%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 12.3%(同 16.9%)、電気洗濯機・衣類乾燥機が 6.1%(同 9.0%)でした<sup>注2)</sup>。

平成 22 年度及び平成 23 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 1,388 自治体<sup>注3)</sup>(平成 23 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数 149,536 台)における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、7 月、8 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました(表 1、図 2)。

また、1,497 自治体<sup>注1)</sup>において、市区・町・村の各自治体の 1 万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が 12.0 台、町が 18.0 台、村が 29.5 台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表 2)。

(図 1) 不法投棄台数



- 注 1) 1,497 自治体の人口の合計は約 12,527 万人（総人口の約 98%）です。
- 注 2) 四捨五入の関係上、百分率の合計が 100% とならないことがあります。
- 注 3) 1,388 自治体の人口の合計は約 12,200 万人（総人口の約 96%）です。

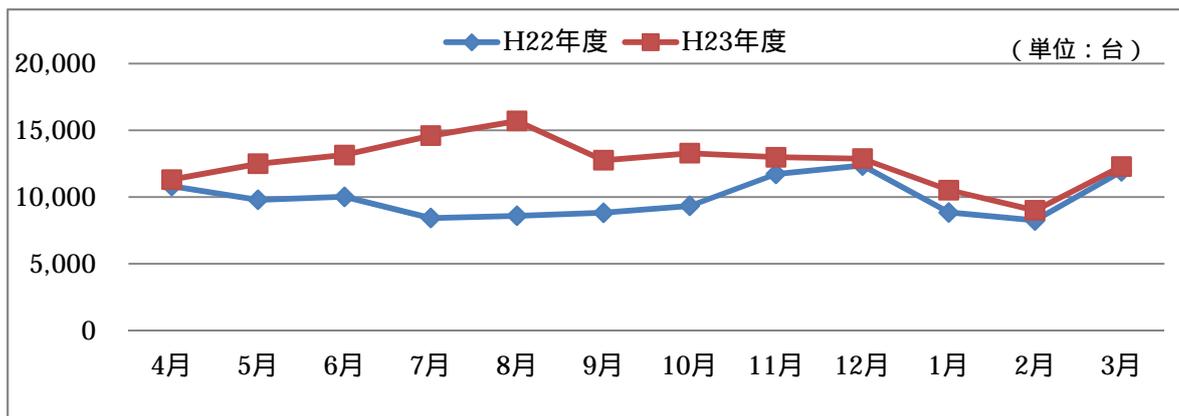
(表 1) 月別不法投棄台数の推移

(平成 22 年度と平成 23 年度の月ごとのデータを取得している 1,388 自治体の比較)

(単位：台)

	4品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機 衣類乾燥機	
	H22	H23	H22	H23	ブラウン管式		液晶・プラズマ式		H22	H23	H22	H23
	年度	年度	年度	年度	H22	H23	H22	H23	年度	年度	年度	年度
4月	10,831	11,355	161	143	7,539	8,545	41	180	1,963	1,592	1,127	895
5月	9,752	12,447	128	261	6,907	9,442	24	152	1,769	1,701	924	891
6月	9,993	13,043	147	120	6,736	10,077	46	107	1,909	1,840	1,155	899
7月	8,403	14,438	164	235	5,779	11,844	24	117	1,634	1,501	802	741
8月	8,553	15,591	154	226	5,997	12,949	26	97	1,591	1,633	785	686
9月	8,823	12,713	121	205	6,281	10,250	21	90	1,570	1,456	830	712
10月	9,380	13,099	140	101	6,730	10,657	77	121	1,568	1,484	865	736
11月	11,716	12,888	123	86	8,604	10,320	28	121	1,906	1,600	1,055	761
12月	12,369	12,559	143	103	9,548	10,071	52	159	1,735	1,526	891	700
1月	8,823	10,343	95	67	6,891	8,375	32	105	1,190	1,185	615	611
2月	8,288	8,945	81	82	6,175	6,989	24	97	1,277	1,179	731	598
3月	12,067	12,115	125	102	9,101	9,394	72	169	1,813	1,662	956	788
合計	118,998	149,536	1,582	1,731	86,288	118,913	467	1,515	19,925	18,359	10,736	9,018

(図 2) 月別不法投棄台数の推移



(表 2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数(平成23年度)

	1万人当たりの不法投棄台数[台]	回答自治体数[自治体]	平均人口[人]
市区	12.0	783	146,019
町	18.0	608	16,765
村	29.5	106	7,029
市区町村	12.6	1,497	83,681

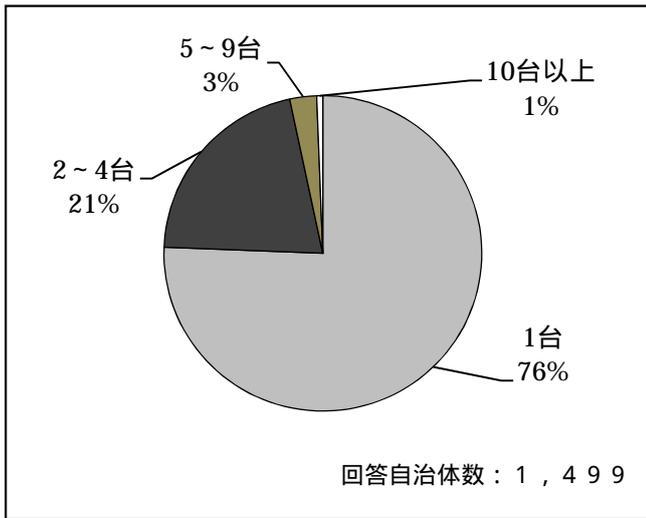
### 3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成23年度に廃家電4品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄1件当たりに回収した廃家電4品目の回収台数の内訳は、1台：76%、2～4台：21%、5～9台：3%、10台以上：1%でした(図3)。

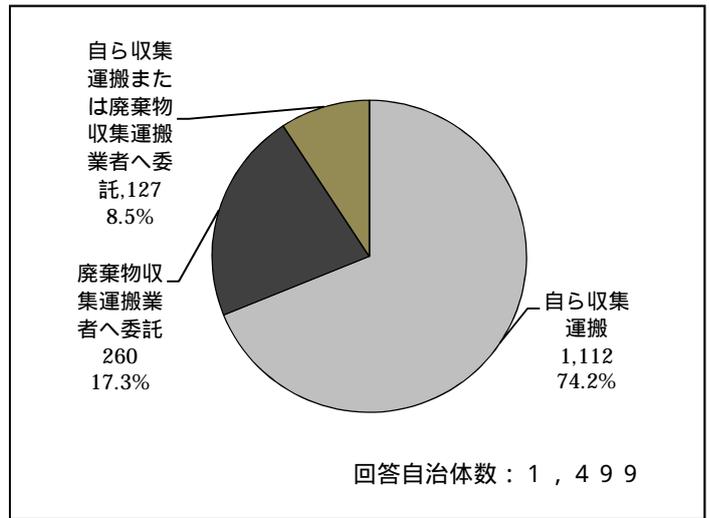
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら：74.2%、廃棄物収集運搬業者へ委託：17.3%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者：8.5%でした(図4)。また、「地区や繁忙期に応じて自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する」並びに「廃棄物収集運搬業者が運搬する」と回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電4品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は16件、委託費用は662千円(前年度比7.5%増)でした(表3)。

また、当該期間中に不法投棄された廃家電4品目で自治体が回収できなかった物がある自治体：24%、ない自治体：76%でした(図5)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難：147件、私有地で立入り不可：145件、時期を決めてまとめて回収する：116件等でした(図6)。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：36.3%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄25.8%、湖沼及び河川等への投棄：22.0%等でした(図7)。

(図 3) 平成 23 年度不法投棄の 1 件当たりの回収台数の内訳



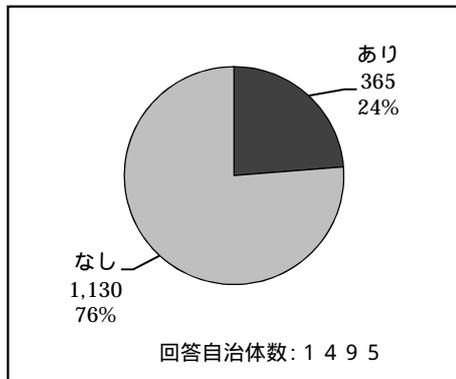
(図 4) 不法投棄物の収集運搬の主な実施者



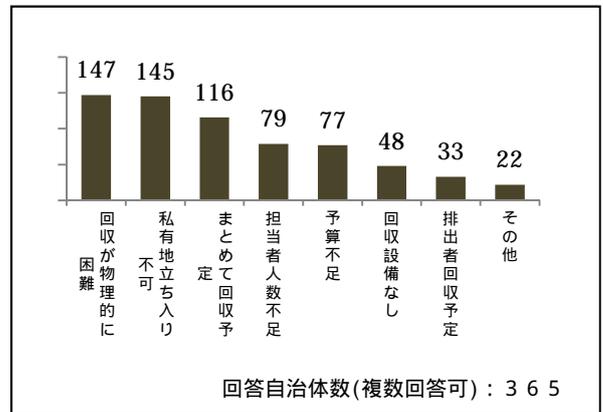
(表 3) 平成 23 年度における 1 自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用 (平均値)

委託件数	委託費用	備考
16 件	662 千円	回答自治体数 387

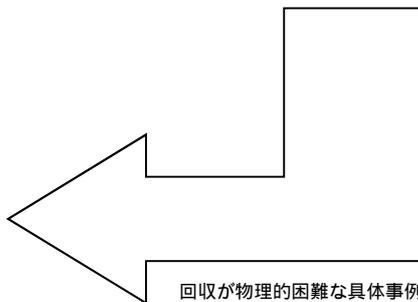
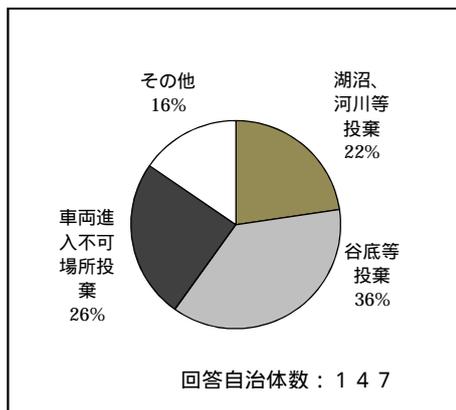
(図 5) 不法投棄未回収物



(図 6) 不法投棄未回収物がある理由



(図 7) 回収が物理的に困難な事例



#### 4 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策について

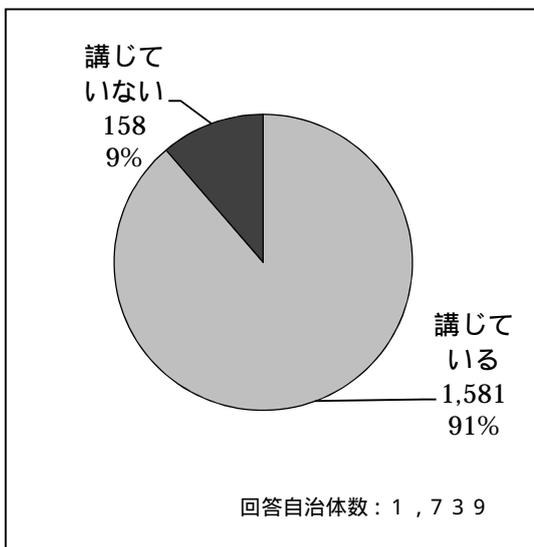
平成23年度における不法投棄未然防止対策について、その対策を講じている自治体：91%、講じていない自治体：9%でした(図8)。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、職員又は委託業者によるパトロール：76%、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：76%、住民との連携による監視・通報体制の構築：33%等が実施されていました(図9)<sup>注3)</sup>。

平成23年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応決算額(不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。)を把握している自治体においてその平均値を算出してみると、955千円(前年度比24.7%増)でした(表4)。また、この廃家電4品目の不法投棄対応決算額は、廃家電以外も含めた全ての不法投棄対応決算額に対して平均値で6.6%の割合でした(表5)。

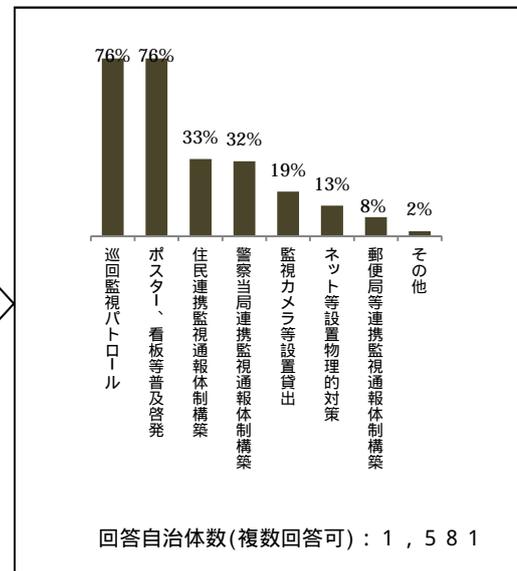
平成24年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の予算額(不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。)については、当初予算に計上している：81%、計上していない：15%等でした(図10)。平成24年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、廃家電4品目の不法投棄対応の予算額を把握している自治体の平均値は1,022千円(前年度比40.6%増)でした(表6)。

また、ここ数年の廃家電4品目の不法投棄にかかる自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：27%、変化していない：42%、判断できない：26%でした(図11)。

(図8) 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策  
(平成23年4月1日時点)



(図9) 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



注3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が100%となりません。

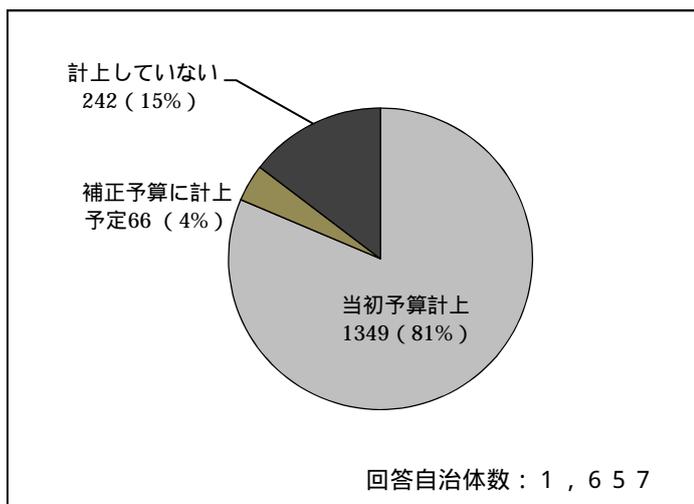
(表 4) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 23 年度)

平均値	中央値	備考
955 千円	144 千円	回答自治体数 1,348

(表 5) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の  
不法投棄対応決算額の割合 (平成 23 年度)

平均値	中央値	備考
6.6%	16.6%	回答自治体数 1,425

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の  
計上状況 (平成 24 年度)

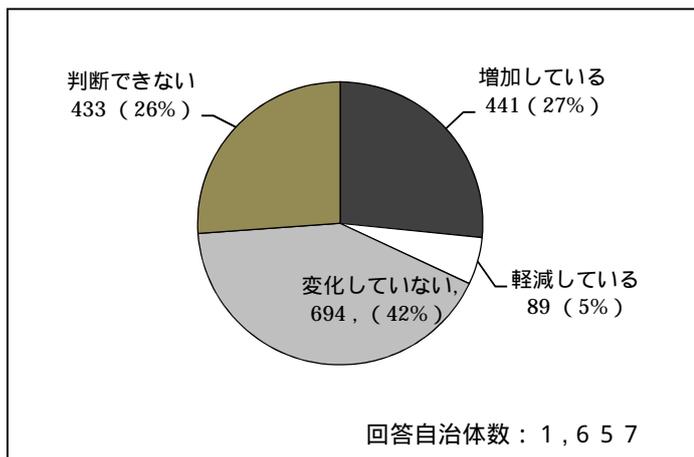


(表 6) 廃家電 4 品目の不法投棄  
対応予算額 (平成 24 年度)

平均値	中央値	備考
1,022 千円	212 千円	回答自治体数 1,349



(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



(参考) 廃家電4品目の不法投棄台数(平成23年度 都道府県別 実績値)

(廃家電4品目の不法投棄台数データを取得している1,497自治体)

台数は自治体が回収した不法投棄の台数

(単位:台)

都道府県名	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶・プラズマ テレビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	4品目合計
北海道	172	8,269	110	1,209	754	10,514
青森県	15	1,241	7	190	138	1,591
岩手県	5	551	1	101	58	716
宮城県	10	1,192	34	193	103	1,532
秋田県	10	454	0	108	56	628
山形県	9	485	0	62	37	593
福島県	10	1,720	33	217	168	2,148
茨城県	78	6,088	69	1,160	563	7,958
栃木県	31	2,722	21	401	288	3,463
群馬県	22	4,214	23	474	272	5,005
埼玉県	81	8,329	120	1,136	682	10,348
千葉県	51	9,392	48	1,221	682	11,394
東京都	464	13,517	314	1,676	1,080	17,051
神奈川県	94	9,051	179	1,071	697	11,092
新潟県	12	1,087	2	183	55	1,339
富山県	5	264	0	56	16	341
石川県	11	624	0	179	52	866
福井県	11	222	14	70	21	338
山梨県	14	2,107	22	292	153	2,588
長野県	27	1,836	36	408	193	2,500
岐阜県	23	1,680	13	265	79	2,060
静岡県	77	2,819	37	471	241	3,645
愛知県	139	8,423	146	1,208	367	10,283
三重県	38	1,911	40	443	135	2,567
滋賀県	10	1,276	22	213	48	1,569
京都府	25	2,558	14	289	102	2,988
大阪府	56	14,769	25	2,543	795	18,188
兵庫県	61	3,815	49	656	216	4,797
奈良県	9	759	13	125	34	940
和歌山県	11	731	0	141	64	947
鳥取県	4	224	1	39	18	286
島根県	9	169	0	29	32	239
岡山県	26	701	0	186	106	1,019
広島県	25	1,407	28	233	107	1,800
山口県	11	536	0	94	48	689
徳島県	4	480	0	110	41	635
香川県	1	521	3	70	28	623
愛媛県	9	1,363	19	221	115	1,727
高知県	12	692	55	148	110	1,017
福岡県	20	1,048	10	147	98	1,323
佐賀県	9	251	2	54	30	346
長崎県	41	1,228	12	323	206	1,810
熊本県	17	767	5	236	122	1,147
大分県	1	234	1	80	53	369
宮崎県	5	285	4	75	26	395
鹿児島県	34	1,533	31	302	203	2,103
沖縄県	16	2,094	23	379	205	2,717
合計	1,825	125,639	1,586	19,487	9,697	158,234

## 5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 23 年度の不法投棄台数のデータを有する 534 自治体<sup>注 4)</sup>における平成 23 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 1,432 台、ノートブックが 995 台、ブラウン管式ディスプレイが 1,383 台、液晶ディスプレイが 629 台、合計 4,439 台でした。前年度と比較して 3.7%の減少となりました。品目別にみると、デスクトップが 250 台減少（前年度比 14.9%減）、ノートブックが 278 台増加（同 38.8%増）、ブラウン管式ディスプレイが 369 台減少（同 21.1%減）、液晶ディスプレイが 172 台増加（同 37.6%増）でした。

平成 22 年度及び平成 23 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 343 自治体<sup>注 5)</sup>（平成 23 年度の廃パソコンの不法投棄台数 2,517 台）における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、12 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 7、図 12）。

### （表 7）廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

（平成 22 年度と平成 23 年度の月ごとのデータを取得している 343 自治体の比較）

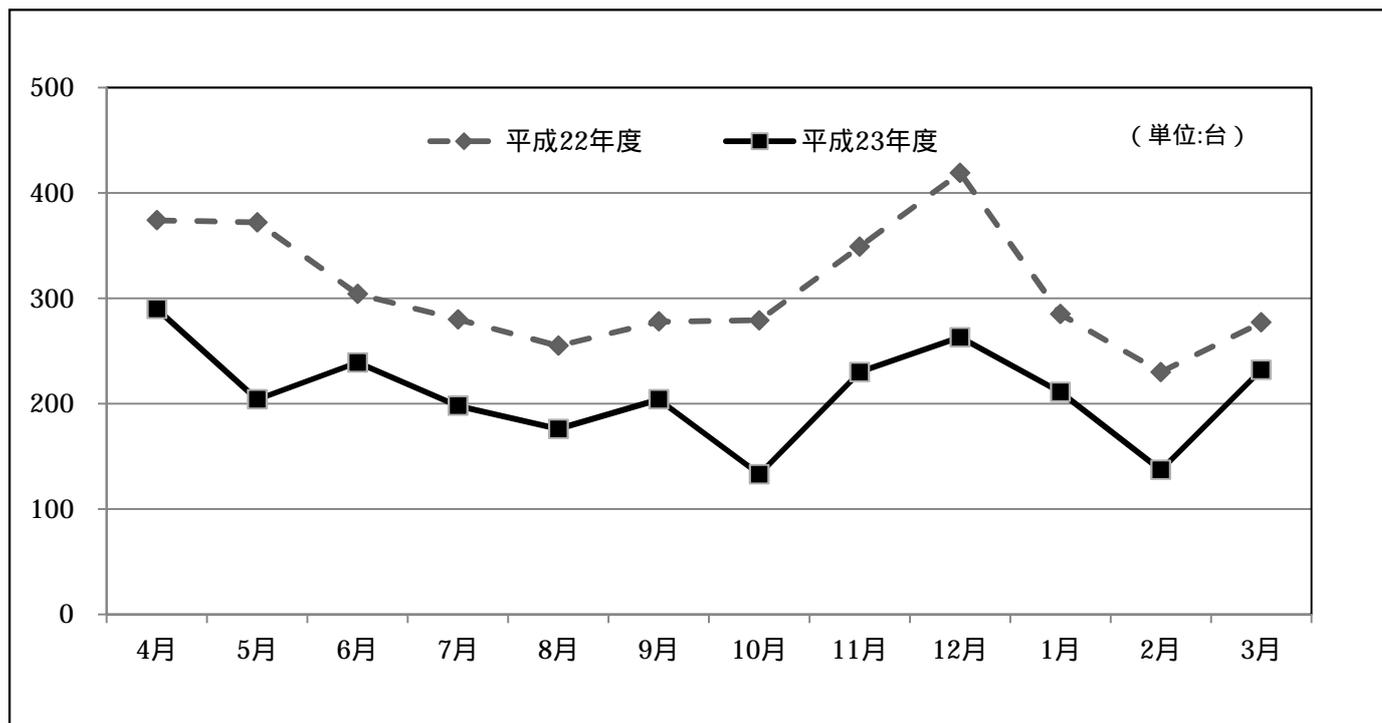
（単位：台）

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H22 年度	H23 年度	H22 年度	H23 年度	H22 年度	H23 年度	H22 年度	H23 年度	H22 年度	H23 年度
4 月	385	290	154	83	38	96	170	67	23	44
5 月	358	204	140	70	35	40	157	62	26	32
6 月	293	239	109	86	38	81	122	62	24	10
7 月	270	198	111	61	36	42	101	74	22	21
8 月	256	176	110	79	40	18	80	65	26	14
9 月	274	204	101	54	29	57	110	69	34	24
10 月	290	133	76	42	61	28	121	45	32	18
11 月	348	230	133	60	54	73	135	72	26	25
12 月	398	263	155	104	56	50	149	76	38	33
1 月	259	211	111	62	51	66	64	56	33	27
2 月	228	137	93	43	28	29	83	45	24	20
3 月	270	232	99	66	45	40	109	87	17	39
合計	3,629	2,517	1,392	810	511	620	1,401	780	325	307

注 4) 534 自治体の人口の合計は約 7,645 万人（総人口の約 60%）です。

注 5) 343 自治体の人口の合計は約 6,454 万人（総人口の約 51%）です。

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移



## 6 環境省における不法投棄未然防止対策について

### 消費者の不法投棄の防止

環境省としては廃家電の不法投棄を未然防止するために、消費者へ家電の適切な排出方法について周知をしてきたところです。今後も、関係省庁、地方環境事務所や地方自治体と連携し、ポスターやホームページ等によるさらなる周知、普及啓発を実施してまいります。

### 違法な不用品回収業者対策

一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生しており、こうしたことも家電の不法投棄の一因と考えられます。このため環境省としては、廃家電の適正なリサイクルの確保のため、以下の方法で違法な不用品回収業者の対策を進めてまいります。

#### (1) 実態調査・通知等の発出

これまで、不用品回収業者の実態調査を行い、その調査結果をもとに、廃棄物処理法に基づく立入検査を通知で地方自治体に求めてまいりました。今後も実態調査を進めるとともに、より一層立入検査の的確な遂行を促進してまいります。

#### (2) 廃棄物該当性の判断基準の検討

環境省では、平成24年3月19日に使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）を、都道府県、政令市宛てに発出しました。当該通知は、適正な処理ルートへの対策を強化するため、市町村等での廃棄物該当性の判断にあたっての基準について、判断指針を明確化したものです。

(3)パーゼル法の適切な運用等による水際対策（検討会の設置）

廃家電の不法輸出を目的とした回収を抑制するために、パーゼル法の適切な運用等による水際対策についての検討会を設置し、検討しています。

(4)不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化

不用品回収業者に関する不適正事例・指導事例の周知及び地方自治体への助言の強化により、さらなる検挙の促進などを実施してまいります。